

2017年1月13日

食の安全・監視市民委員会
食の安全市民ホットライン
代表 神山美智子 様

株式会社 信濃屋食品
酒販店舗運営部長
戸部浩一郎



回答書

この度は、消費者目線での貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。
2016年12月26日付でいただきました御質問に対して、下記の通り回答を申し上げます。

【御質問】

- 1、欧州で作られた酒類には、製造ロット番号を刻印することが義務づけられていることをご存知ですか。
- 2、製造ロット番号を削除した商品を販売している理由をお示してください。

【回答】

- 1、欧州で作られた酒類に、製造ロット番号をつける事が義務付けられていることは、存じております。
- 2、御質問の商品は「並行輸入品」が該当致します。
並行輸入品は、概して正規代理店が輸入する同商品と比べて安価です。
その中の一部は「製造ロット番号が削除」されている商品もございますが、それも含みで多くの需要が存在します。
弊社ではその要望に応えるべく、取り扱いをしているのが現状です。
しかしながら、今回の質問状の内容にもある国税庁からの方針も認識しております。
弊社としましては、その方針に従い、出来る限り、製造ロット番号が削除されていない商品を選択するように努めております。
また、御指摘いただきました消費者の信頼という部分においては、確かにその通りだと思います。
今回の御指摘により、「並行輸入品」であることの表示や、お客様への事前説明等の再徹底をしなければいけないことを再認識させられました。
お客様の誤解や不信感を抱かせない差別化した販売方法を実施していく所存です。

以上